

最近の中国における古代史分期問題の討論

——中国古代史分期問題學術討論会綜述（『歴史研究』78年12期抄訳）

鶴 間 和 幸

<解 題>

中国における中国古代史研究での時代区分論争は、1920年代後半の革命の中で、当時の社会を如何に規定するかという極めて実践的課題として起り、所謂アジア的生産様式論争として30年代の中国社会史論戦へと継承される。そうした状況の下に発表された郭沫若『中国古代社会研究』（30年）と呂振羽『殷周時代的中国社会』（35年）の優れた研究によって、時代区分の問題は具体的に提起され、以後郭氏の戦国封建説（『奴隸制時代』52年で春秋封建説を撤回）と呂氏の西周封建説を主流として解放後も多くの論稿が現れた⁽¹⁾。しかし1965年に始まる文化大革命において、孔子批判、始皇帝再評価に基づいた儒法闘争史観が梁效（北京・清華両大学グループ）羅思鼎らによって唱えられ、時代区分でも、秦始皇統一封建説が定説として主張されることによって論争は一時中断してしまった⁽²⁾。その後、76年以降現在に至る四人組批判は歴史学の分野でも儒法闘争史観の批判となり、時代区分を再検討しようとする動きが見え始めてきた。「衝破“禁区” 百家争鳴—中国古代史分期問題學術討論会綜述」（『歴史研究』1978—12）は、こうした新しい動きの中で『歴史研究』、『社会科学戦線』両雑誌が主催し、吉林省長春市で実施された中国古代史分期問題學術討論会の概要を伝えたものである。討論会には楊向奎、王玉哲、何慈全、斯維至、全景芳、田昌五、裘錫圭等の顔ぶれが見え、個別専門の研究が各雑誌、紀要類に多く発表され始めた現在、中国における古代

史研究の動向を窺う上で極めて興味深いものと言えよう。以下はその抄訳である。（注）及び〔補記〕はすべて訳者が参考のためにつけた。）

一、西周封建説⁽³⁾

この説をとる同志は、史的唯物論の基本原則に基づけば、生産力が生産関係、さらには社会の性格と社会の発展をも決定する、と考えている。生産力には生産用具と生産者とが含まれるが、生産者が最も主要な要素であるので、生産者が社会の発展を最終的に決定する力であるとしている。西周、春秋期の主要な生産者は「民」であるので、「民」の身分を明確にすれば、社会の性格も容易に解明されよう。

この説をとる同志は、『詩経』、『尚書』、『国語』、『左伝』、『墨子』、『管子』等の大量の文献資料と全文の記載を根拠にして、西周・春秋時代の「民」、「庶民」、「庶人」は奴隸ではなく、農耕に努める主要な生産者であることを論証している。「民」は常に奴隸と区別して述べられ、また自己の「私田」、生産用具及び私有経済を保有していることによって、「民」は決して完全に封建主に占有されるものではないことが証明できる。

彼らは、西周期の井田制は農村共同体制度に起源があり、公田と私田の区別と家ごとに土地を分配する制度であったと考えている。しかし土地所有制の側面からすると、それはアジア的奴隸制段階の農村共同体より発展しており、土地共有〔共同体的土地所有〕や土地国有〔国家的土地所有〕ではなく、各級貴族領主所有の段階である。井田

中の私田は分与地として農民に分配されるのであるが、それは共同体や中央政府を通してではなく、各級領主貴族を通して農民に分与される。だから井田制は表面的にはアジア的奴隸制段階の共同体に類似しているが、土地所有制から見ると両者は本質的に区別される。

要するに、生産者の身分、労働条件と土地所有制から見て西周期の「民」は実に初期封建社会の農民であり、従って西周・春秋時代は既に初期封建社会に入っている、と断言できる。

二、春秋封建説⁽⁴⁾

この説をとる同志は、中国は春秋初期から封建社会に入るが、その時点ではまだ封建領主制の段階にあり、春秋後期になって次第に封建領主制から封建地主制へ移行した、と主張している。

彼らは、「溥天の下、王土に非ざるは莫し⁽⁵⁾」という奴隸制的土地国有制が西周末年より揺らぎ始め、春秋期に大規模な変化が起きた、と考えている。周の王室の臣下に対する強制力が弱まるにつれて、諸侯、卿、大夫は封邑、賜、秩禄を受けることで土地所有権を獲得するだけでなく、土地の兼併と開墾を通して広大な土地を占有したのである。諸侯の経済力の強化と周王室の地位の低下によって、政治権力が次第に下位に移行する局面も現れた。この過程で土地国有制の対立物として封建領主的土地所有制が確立した。各級貴族領主は自己の領土内で全権を持つ主人となり、一方本来土地の付属物であり、国家に人身的に隷属していた生産者は、分与地を耕作し、領主個人に人身的に隷属する農奴となったのである。両者は封建制的生産関係の確立を示している。経済的下部構造の変化によって上部構造にも変化が起るように、西周期の奴隸分封制は封建諸侯の割拠する状態に変わったのである。

春秋期の封建領主は土地における全権力を保持、拡大するために、卿大夫間及び卿大夫と公室との間において益々熾烈な闘争を展開する。彼らは家

臣に頼ったり、腹心の臣下を養成したりしたので、旧貴族とは異なって身分に関係のない新しい土地占有者が生み出された。彼らは人民を争奪し、新政を実行した結果、自己の勢力を拡大するが、封建領主制を発展させると同時に封建地主制の成長も促すという、自己に否定的な条件も準備するのである。春秋末期には新興地主階級が出現するだけでなく、封建領主自身もいつのまにか封建地主（貴族地主）へと転化する。戦国期になると新興勢力の政治的代表者が、ついに領主の政治、経済的利益を代表する旧公室の政権を奪取して新しい君主となり（例えば齊に代った田氏や晋を分割した三家など⁽⁶⁾）、新しい封建的集権国家を建設する。従って春秋戦国交替期には、奴隸制と封建制とではなくて、封建制内の領主制と地主制という二つの制度が入れ替わるのである。

三、戦国封建説⁽⁷⁾

この説をとる同志は、基本的には郭沫若同志が奴隸制と封建制との分界線を春秋戦国交替期に画した意見に賛成しているが、変更した所もある。ある者は戦国七国の变法運動を二つの異質な社会形態の分界とすることを主張し、またある者は商鞅の变法を奴隸制と封建制との分界とすることを主張している。

前者の意見では、奴隸と平民の革命闘争が推進される中で、西周末年より春秋戦国に至る間に、社会・政治・経済・文化面に、それらを根本的に変えるような性格をもった明確な一連の変化が起り、变法運動がそうした変化を肯定していくうちに封建制度の支配的地位が確立する、と考えている。

彼らは、奴隸制の封建制への移行は、まず高度な農業生産力の発展に決定される、と考えている。中国の奴隸制社会では、遅れた生産用具が、ただ耦耕⁽⁸⁾の類を行うだけの簡単な農業生産労働の協業を決定している。春秋から戦国期になると、北は長城から南は長江に至る地域に鉄器が普及し、

畜力も使用され、さらに施肥・人工灌漑その他の技術的向上によって農業生産力は新しい水準にまで高まったのである。つまり個別労働が協業耦耕と交替したのであり、これが奴隸制から封建制への基本的な転換点なのである。個別生産と耦耕による生産力の違いを比較すると、畝制の拡大、大規模な荒地・森林地域の急速な開墾、社会的分業の発展等の方面にその差が顕著に現れている。このことによって、耦耕を単位とする簡単な協業労働は奴隸制の基礎であり、一家一戸を単位とする個別生産は封建制の広汎な基礎であるという結論が得られる。

その次に社会的生産関係に変化が起る。そこでは、井田を基礎とする奴隸主貴族の土地国有制が、小農経済を基礎とする封建土地所有制に地位を譲ることが重要である。井田制が耦耕を基礎とする集团的耕作単位、集团的搾取単位である以上、個別経済が出現し漸次発展した後は、この制度は必然的に崩壊し、個別経済を対象とする搾取関係に取って代られる。

彼らはまた、中国封建土地所有制は奴隸主貴族の土地国有制という母体から土地の兼併と再分配を通して形成され、その後になって土地売買が現れてくる、と考えている。封建的生産関係の成長し始めた当初はまだ土地国有制の形式を克服していないが、奴隸制的生産関係とは本質的な区別がある。つまり田制では、井を基本とする単位から畝を基本とする単位へと発展していること、土地分配では、兼併を基礎として封建的等級授田制⁽⁹⁾が現れていること、農業労働者の身分と地位については、奴隸制から封建制への顕著な変化が起っていること、搾取形態では、封建的搾取関係と奴隸制的搾取関係とが交替していることである。こうして春秋から戦国期になって新しい社会的階級関係が成立した。奴隸主貴族は大半が壊滅し、国人も徹底的に崩壊・分裂したことによって、封建地主、官僚、貴族が支配階級となり、広大な農民大

衆が主要な被支配階級となった。要するに封建的階級関係が成立し、残存した奴隸制的関係は封建制に従属するものとなったのである。

七国の变法運動を奴隸社会と封建社会の分期と主張する同志は、マルクス主義の「政治は経済の集中的表現である」という理論を根拠にして、封建的経済関係を反映した政治変革を分期の指標とすべきとし、その変革は戦国期の七国の变法運動に集中して現れている、と考えている。その中で最も早いのは紀元前426年魏の李悝の变法⁽¹⁰⁾であり、最も遅いのは紀元前316年燕国の变法である。韓・趙・秦・齊・楚の各国の变法はこの間の時期に起っており、従ってこの時期は七国で封建制度が確立した時期とすべきである。

別の意見では、商鞅の变法⁽¹¹⁾で「井田を廃す」令が出された紀元前350年を奴隸制の下限としている。理由の第一は、变法以前は土地は公有（王有）であり、家族共同体は「集団所有の中の個別占有」にすぎず、私有権はなかったからである。第二は、变法以前は家父長貴族の専制が行われていたが、变法で家父長貴族を攻撃する政策が実行され、基本的にはこの階級を打倒したからである。第三は、家父長貴族勢力を壊滅させ、権力を君主一人に集中させることによって一つの官僚組織を形成したからである。つまり「封建」を廃し郡県を設けることによって血縁関係を地縁関係に変えた。家父長家族の基礎の上に立つ儒家の政治理論と倫理道徳は、商鞅の变法を経て、個別家族の上に立つ法家の政治理論に改められたのである。

四、秦統一時封建説

この説をとる同志は中国奴隸制社会の発展の歴史段階を考察することから始め、夏・商・西周と、春秋と戦国の三段階の歴史の内容と特徴を次のように探究している。1.三王時期（夏・商と西周）は奴隸制社会の上昇期である。2.五覇時期（春秋）は奴隸制社会の衰退期である。社会全体の発展の変化と趨勢から見ると、「礼楽征伐、諸侯より出

づ」から「大夫より出づ」を経て「陪臣国命を執る」に至るように、奴隷主階級の支配は一步一步上層から下層に移行していく。政治制度では分封制（封建制）の対立物一県が現れ、漸次発展し、食邑制が盛行する。経済制度では井田制が破壊し始める。思想面では従来の礼制が根本から破壊されたので、従来専ら庶人以下の各階層に対処するためのものであった刑罰も改めざるを得なくなった。こうしたことは固より奴隷社会の凋落を証明するものであるが、社会の主要矛盾の主要な側面としては、依然として奴隷主階級である。3.七雄時期（戦国）は中国が奴隷社会から封建社会へと移行する時期である。この時期の階級関係には、特に士の活躍に現れているような変化が起っている。士とは地主階級の利益を代表し、封建制度のために服務する者である。政治的には変法に最も明確に現れている。当時の各国の変法は、実質的には一種の封建化の運動なのである。それらには時間的な早晚、規模の大小、程度の隔差はあるが、熾烈な階級闘争が反復して行われることによって、秦の始皇帝が六国を統一したときに最終的に完成する。経済的には、戦国中期以降井田制が徹底的に破壊されたことに最も明確に現れている。思想的には百家争鳴、特に当時の社会の主要矛盾を反映している儒法両家の思想闘争に最も明らかである。ある同志は、戦国期に奴隷制から封建制への移行が始まったが、依然として奴隷制社会であるのは、奴隷労働がまだ普遍的に使用され、奴隷制的生産関係がなお社会的関係に指導的な役割を果しているからである、と補足して述べている。

秦の統一封建説を主張する同志は、始皇帝が中国を統一した際に、「黔首をして田を自実せしむ⁽¹²⁾」としたのは、経済的には土地私有制が井田制と交替したことを示し、「天下を分ちて三十六郡と為し、郡に守、尉、監を置く⁽¹³⁾」としたのは、郡県制が分封制と交替したことを示し、「詩書を焚き、術士を坑す」、「〔法令を学ばんと欲すれば〕

吏を以て師と為せ⁽¹⁴⁾」とあるのは、法家思想が儒家思想と交替したことを示している、と考えている。始皇帝のこれらの施策は、基本的には漢以後の王朝の継承するものである。従って秦の始皇帝が六国を統一して、中国は封建社会に突入したと言えよう。

五、後漢封建説

この説をとる同志は三つの問題を提出して、中国が奴隷社会から封建社会へ移行することを述べている。

第一は奴隷制の来源とその変遷である。論者は、中国奴隷社会の来源には概ね四つあると考えている。すなわち戦争俘虜（夏～春秋）、犯罪者が処刑されて奴となったもの、破産者が債務を負担し身売りをして奴となった者（以上ともに春秋戦国期以降）、「良民」が略奪や略売されて奴となった者（秦漢以降）である。前後して現れる四つの来源は、奴隷制の発生と発展の一定の法則性の一側面を物語るものであろう。夏から前漢に至るまで奴隷制の来源が拡大し、数量が増大するにつれて、奴隷制度も不断に発展したのである。

第二は井田制の破壊と農民の分化の問題である。論者は、井田制の破壊と土地私有制の出現とは決して奴隷制の崩壊を示すのではなく、奴隷制の一步進んだ発展を表している、或は奴隷制が高度に発展できるための条件であるとしている。商鞅の変法は政治的には旧来の世襲的奴隷主貴族に打撃を与えたが、宗室に奴隷の解放を強制しておらず、広大な奴隷から奴隷制の鎖を解くこともしていない。かえって変法は奴隷制度を擁護しているのである。変法で「井田を廃し、阡陌を開く」とあるのは、秦国の家父長的家族共同体の崩壊と土地の私有化を促すものであるが、奴隷はまだ解放されていない。土地私有によって土地の売買が可能となった結果、富者と貧者との間の差別も愈々拡大したものになった。商品の交換関係が更に発展した条件の下で、益々多くの債務を負った破産農民

は身売りして奴となったので、奴隷市場も繁栄し、奴隷制も大いに発展した。論者は、広大な人民大衆の大規模な武装革命を経なければ、奴隷制に重大な打撃を与え、その崩壊を促進させることは不可能である、と考えている。赤眉⁽¹⁵⁾、緑林⁽¹⁶⁾、銅馬⁽¹⁷⁾を代表とする奴隷・農民の大起義の革命の波の衝撃の下に新たに建設された後漢政権は、奴婢を部分的に解放したり、奴婢の地位を向上させる十二の詔令を連続して発し、旧奴隷制に重大な打撃を与えた。これらの詔令は実質的には封建国家の新しい法律であり、後の多数の王朝にも受容されたように、中国の歴史上重大な意義をもつものである。

第三は封建的生産関係の問題である。論者は、商鞅の変法の後から秦の滅亡の間に、『漢書』食貨志に破産した貧民が「豪民の田を耕し、什五を税せられる」等と記載されているような封建的地租〔地代〕搾取関係が生み出された、と考えている。この封建的生産関係は奴隷社会内部の階級対立から発生し発展したものであり、後漢期以後になって支配的地位を占めるようになった。

六、魏晉封建説⁽¹⁸⁾

この説をとる同志は、中国が奴隷社会から封建社会へ移行する時期は漢魏の交替期である、と主張している。

1.西周・春秋期は古代奴隷制社会の前期、すなわち原始共同体が解体し発達した奴隷社会に至る過渡期である。この時期は依然として血縁関係を紐帯とする氏族制であるが、すでにそれは解体して三つの階級対立に分化している。第一は氏族的貴族と平民すなわち共同体成員との対立、第二は奴隷主と奴隷との対立、第三は隷属民や農奴と貴族主との対立である。

2.戦国、秦・漢期は中国奴隷社会の発展期である。この時期の社会の主要な労働者は、1は奴隷、2は自由小農（所謂「編戸の齊民」）、3は佃農〔小作農〕である。その中で奴隷制による生産は

社会全体で支配的な地位を占めているが、自由小農経済と租佃制〔小作制〕は支配的な地位を占めていない。

3.漢魏の交替期は中国社会が奴隷制から封建制へ移行する時期である。このことは戦国秦漢から魏晉南北朝に至る社会的変化の大筋を捉えることによって説明できよう。第一は都市交換経済から農村自然経済への変化である。商品貨幣関係の発展によって、戦国期には、政治的中心でもあり経済的中心でもある地域的な都市が各地に出現した。漢魏の交替期の戦乱を経て、都市は「百里に烟無し⁽¹⁹⁾」、「名都空しくして居らず⁽²⁰⁾」というような壊滅的な破壊を受ける。特に董卓の乱以後「錢貨行われず⁽²¹⁾」とあるように、穀物や帛が貨幣に代って交易手段となり、都市交換経済はついに農村自然経済に変わった。第二は自由民・奴隷から部曲・客への変化である。戦国秦漢期の主要な生産者は自由民と奴隷であり、両者は度々相互に転化する。魏晉南北朝期になると状況は明らかに変化し、主要な生産者の身分は奴隷でも自由民でもない、両者の間に介在する主に部曲・客のような半自由的な隷属民となる。第三は土地の兼併から人口の争奪という変化である。土地兼併には戦国秦漢期の社会問題が集中して現れている。小農が国家の租税徭役による圧迫と商人・地主の搾取の下で、絶えず破産することによって、土地は商人・官僚・地主の手に集中する。魏晉南北朝期には幾度か戦乱を経て人口は激減し、土地も荒廃したので、労働力を支配することが極めて重要な意味をもつようになった。労働力を保有することは財産・武装・政治上の地位と権力をもつことであるので、労働力の争奪の重要性は土地兼併を越えるものとなったのである。第四は流民から「地著」への変化である。商品貨幣関係が発展しさえすれば、商人奴隷主は農民を兼併し、農民は土地を失って四方へ流亡する。流民を土地に復帰させるのに有効な方法は、経済外的強制に頼って「地著」を実行

することである。曹操の屯田は明らかに「地著」策の端緒である。魏晋南北朝期の部曲・客等は隷属的であり、半自由的な「地著」であるので、主人から離れられず、土地からも離れることができない。

具体的に区分する時期については一致しているわけではない。ある者は、出土した漢碑、漢簡資料と文献上の記載を合わせて、両漢期の農業生産における奴隷の地位と役割を論証し、封建社会は三国期に始まる、としている。またある者は、ギリシア・ローマの歴史と対照させ、西晋帝国の滅亡が古代中国の歴史の転換点であり、奴隷制と封建制の分界線である、と断定している。

〔注〕

- (1) 50年代の論争は以下の論集を参照されたい。
歴史研究編集部編『歴代土地問題討論集』，
同『中国古代史分期問題討論集』，文史哲雜誌編『中国古史分期問題論叢』（以上1957年），
南開大学歴史系中国古代史教研組編『中国封建社会土地所有制形式問題討論集』（62年）
- (2) 北京大学儒法閥争史編写小組「儒法閥争史概況」（『北京大学学報』1974－5，6）
- (3) 呂振羽によって提起され，吳沢『中国歴史大系古代史一般代奴隷社会史』（1944年），翦伯贊『中国史綱』第一卷（50年），范文瀾『中国通史簡編』（49年）に受け継がれる。
- (4) かつて郭沫若氏が主張するが，後に自己批判して撤回する。（前掲『中国古代社会研究』）
- (5) 『詩経』小雅・北山。
- (6) 前387年，齊の陳（田）氏が齊王を幽閉し，翌年齊の威王となる。前453年，晋の韓・魏・趙の三家が知伯を滅ぼし，403年，三氏が諸侯として周王に認められる。
- (7) 郭沫若氏以後，侯外廬『中国古代社会史』（1949年），李亜農『中国的奴隷制与封建制』（54年）に受け継がれた。

- (8) 二人一組で耕作する方式。
- (9) 商鞅の第一次変法では爵位の等級に基づいて田宅・奴婢・衣服が与えられた。（『史記』商君伝）
- (10) 魏の文侯のとき「法経」六編の制定や農業振興政策などが実行された。
- (11) 秦の孝公のとき，分異政策・什伍制・軍功褒賞制（第一次変法），県を設置，阡陌制，度量衡の統一（第二次変法）などの政策が進められた。
- (12) 前216（始皇31）年。『史記』卷六秦始皇本紀徐広注。人民に自ら田地を官に申告させる政策。
- (13) 前221（始皇26）年。『史記』同右。
- (14) 前213（始皇34）年。『史記』同右。
- (15) 樊崇等の赤眉軍に率いられた農民反乱，のち光武帝に降る。後18～27年。
- (16) 後20（地皇元）年。江夏郡緑林で王匡・王鳳等に率いられた農民反乱，のち南陽劉氏の豪族反乱軍に合体する。～後25年。
- (17) 河北で東山荒秃，上淮況等に率いられた農民反乱。？～後24年。
- (18) 王宜昌「中国奴隷社会史」（『讀書雜誌』三卷，1932年），王思治，杜文凱，王汝豊「關於兩漢社会性質問題的探討」（『歴史研究』1955－1），王仲犖「關於中国奴隷社会的瓦解及封建關係的形成問題」（『文史哲』56－3. 4. 5）。何慈全「漢魏之際封建説」（『歴史研究』79－2）には本討論会での発言内容がまとめられている。
- (19) 『三国志』呉書卷11朱治伝注引江表伝。
- (20) 『後漢書』卷49仲長統伝。
- (21) 『三国志』魏書卷6董卓伝。
- (付記) 本討論会の参加者の一人であり，秦統一時封建説を主張する金景芳氏は『歴史研究』79－2. 3に「中国古代史分期商榷(上)，(下)」を発表している。